

2016年2月15日 全25頁

# TPP とアジア諸国（各国編）

## マレーシア、ベトナム、タイに及ぼす影響

経済調査部  
エコノミスト 増川 智咲  
アジア事業開発グループ  
コンサルタント 柄澤 悠  
アソシエイト 中 滯

### [要約]

- 2015年10月、TPP交渉は大筋合意に至った。これを受け、大和総研ではTPPがアジアにもたらす影響について2回に分けてレポートにまとめた。[第1回（概要編）](#)では、アジアにおけるTPPの位置づけに焦点を当てた。本稿は第2回（各国編）で、TPPがマレーシア、ベトナム、タイに及ぼす影響を紹介する。
- マレーシアは、難航する米国とのFTA交渉と2020年までの先進国という目標を背景に、TPP交渉に参加している。繊維製品などの素材と機械類といった競争力のある品目で米国市場を開拓したい。マレー系を優遇するブミプトラ政策から、国有企業や政府調達分野の開放には消極的だったが、TPP交渉に臨むことでこれらの分野に切り込みを入れる意欲を見せた。
- ベトナムもマレーシアと同様に米国市場の取り込みを大きな目的としている。米国への繊維製品輸出により、非参加国である中国の米国向け輸出シェアを奪いたい考え。一方で、域内調達を基本とする繊維製品の原系原則は課題である。また、サービス分野の外資規制緩和や国有企業への優遇廃止など、国内改革のために大きく舵を切った分野もある。
- タイは大筋合意以降、TPP参加への関心を示し始めたが、これまでの動きは政府内に研究会を組成するに留まり、未だ態度は明確ではない。タイのTPP参加は、個別に締結してきた二国間FTAを束ねる共通の通商ルールが利用可能となる点、対米輸出を伸ばす機会となり得るといった点で、タイに進出する日系企業にもメリットがあろう。一方、参加に向けた大きな課題は、農畜産業や医薬品産業を中心とした強力な反対勢力を説得できるかどうかである。政治手腕が問われるが、決断までに残された時間はそう多くはない。

## TPP 参加の ASEAN 諸国

TPP に参加する ASEAN 諸国は、シンガポール・マレーシア・ベトナム・ブルネイの 4 カ国である。P4 協定に参加していたシンガポールやブルネイに比べ、マレーシア、ベトナムに関しては、TPP 参加により国内構造改革が求められることから、そのハードルの高さが指摘されている。また、タイは、非 TPP 参加国だが、日系企業が構築するサプライチェーンの拠点となっている。本レポートでは、TPP 設立の影響が特に大きいと思われるこれら 3 カ国について、参加のメリットやデメリット、参加のための課題、等について分析した。

## マレーシア

増川 智咲

### TPP 参加の経緯

#### 難局する米国との FTA 交渉と 2020 年までの先進国入り目標の実現

マレーシアでは、2009 年 4 月に発足したナジブ政権が積極的に参加への意欲を示し、翌年 10 月に交渉に参加した。参加を決めたのが選挙後のタイミングであったことから、世論への過度な配慮を必要としなかった点も大きい。参加を後押しした主な背景には、難航する米国との FTA 交渉と 2020 年までの先進国入りという目標がある。

マレーシア・米国 FTA 交渉は、2006 年 3 月から始まったが妥結には至らず、2010 年には TPP 交渉の中で引き継がれることとなった。交渉が失敗した理由には、政府調達や知的財産、サービスセクターへの市場アクセスといったセンシティブ分野が関係していた。マレーシアでは、国家とブミプトラ企業グループ（主に、ブミプトラ政策のもと優遇して育成されてきたマレー系企業）のつながりが強く、国有企業や、政府調達の分野で優遇措置が取られてきた。これまでも、マレーシアはモノ・サービスの自由化を可能とする FTA 締結の際、政府調達は自由化の対象外としているほか、幅広い分野の自由化を可能とする EPA (Economic Partnership Agreement) 締結には消極的であった。背景に、ブミプトラ企業グループへの配慮があったことは明白である。米国との FTA 交渉ではこれがボトルネックとなったわけであるが、TPP 交渉に臨むことで、これらの分野へ切り込みを入れる意欲を見せた。

さらに、マレーシアは 2020 年までの先進国入りを目指した「ビジョン 2020」に基づき長期的な開発政策を進めている。「経済変革プログラム (ETP)」や「新経済モデル (NEM)」といった経済プログラムを設定し、その中でブミプトラ政策の見直しや産業高度化へ向けて舵を切っている。TPP 交渉は、そのような国の政策方針と一致する部分が多かったものとみられる。

## TPP 参加のメリットと効果

### 輸出競争力のある伝統的産業で FTA 未締結の米国市場を開拓

マレーシアが TPP に参加する最大のメリットは、米国市場の開拓である。TPP 参加国の内、マレーシアが経済協定を締結していない国は米国のみであり、TPP 参加が対米輸出効果をもたらす可能性は高い（図表 1）。

米国の国別輸入割合を見ると、対中国が上昇し 2014 年には約 20%を占めているのに対し、マレーシアの割合は 1%程度に低下している。また、マレーシアにおいて輸出競争力のある電気機械の米国における輸入先も、約 26%が中国で占められており、マレーシアの割合は 6%程度である。このような状況下、米国市場における中国シェア拡大に対する脅威が高まっていったものとみられる（図表 2）。

また、産業セクター別のマレーシアの貿易特化係数（図表 3）を見ると、対米では「パルプ・紙・木製品」「繊維製品」といった素材と「電気機器」「家庭用電気機器」といったマレーシアの産業蓄積を活かした機械類の輸出に競争力がある。他方、中国向けでは輸出特化が「パルプ・紙・木製品」「石油・石炭」「電気機器」に限られ、その他商品における輸出競争力は低い。特に特徴的であるのは、「家庭用電気機器」のようなマレーシアの主要産業分野においてさえ、中国に対する競争力が低下している点である。このように、TPP への参加は、競争力のある分野における対米輸出拡大のチャンスであり、素材や機械類の輸出増に期待できる。また同時に、マレーシアの対中輸出競争力は顕著に低下しており、それが今後の活路を米国市場に見出したいという動機につながっている。

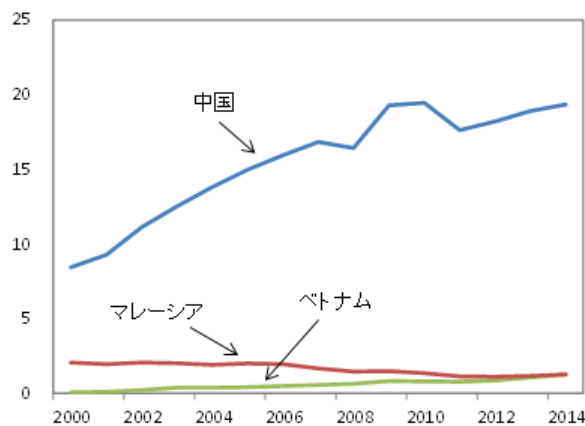
図表 1 マレーシアの経済協定（締結済み・交渉中含）

締結済協定		交渉中	
ASEAN	FTA	米国	FTA
ASEAN-日本	EPA	香港	FTA
日本	EPA	EU	FTA
豪州	FTA	欧州	FTA
チリ	FTA	RCEP	EPA
NZ	FTA	TPP	EPA
ASEAN-豪州・NZ	FTA		
GCC	FTA		
ASEAN-インド	EPA		
ASEAN-中国	EPA		
ASEAN-韓国	EPA		
インド	EPA		
パキスタン	EPA		
トルコ	FTA		

（注）相手先が TPP 参加国であるものを着色

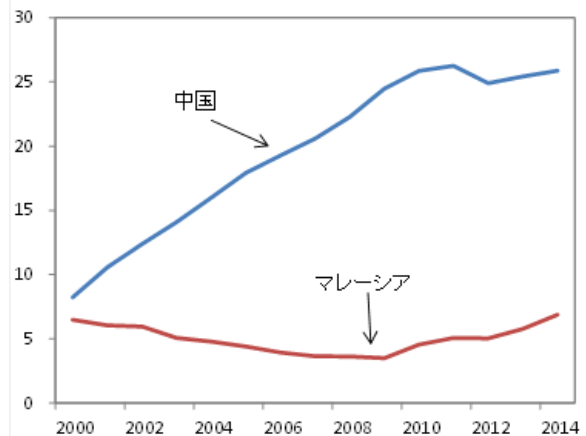
（出所）ADB より大和総研作成

図表 2-1 米国の国別輸入割合 (%)



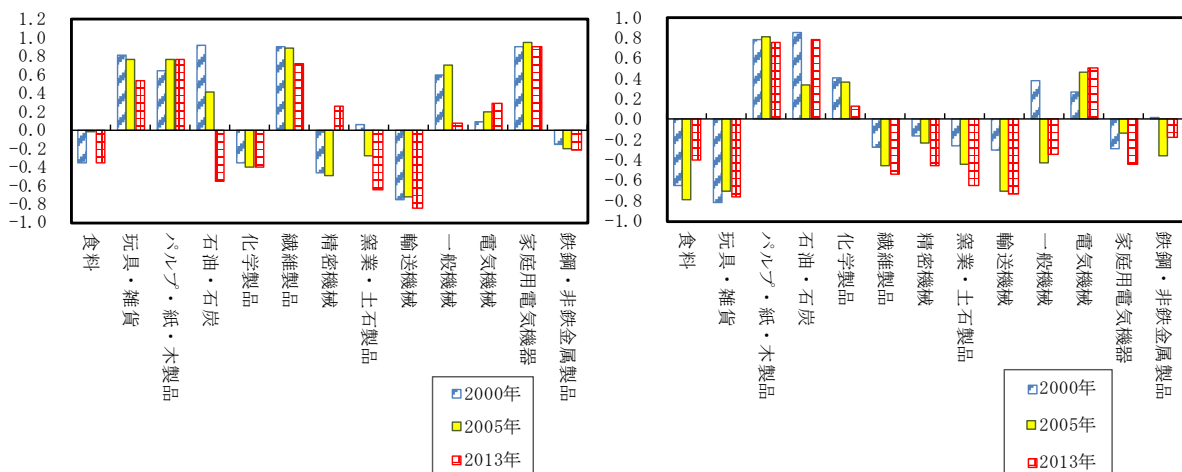
(出所) IMF より大和総研作成

図表 2-2 米国の電気機械の輸入先 (%)



(出所) US Census Bureau より大和総研作成

図表 3 マレーシアの対米・対中貿易特化係数



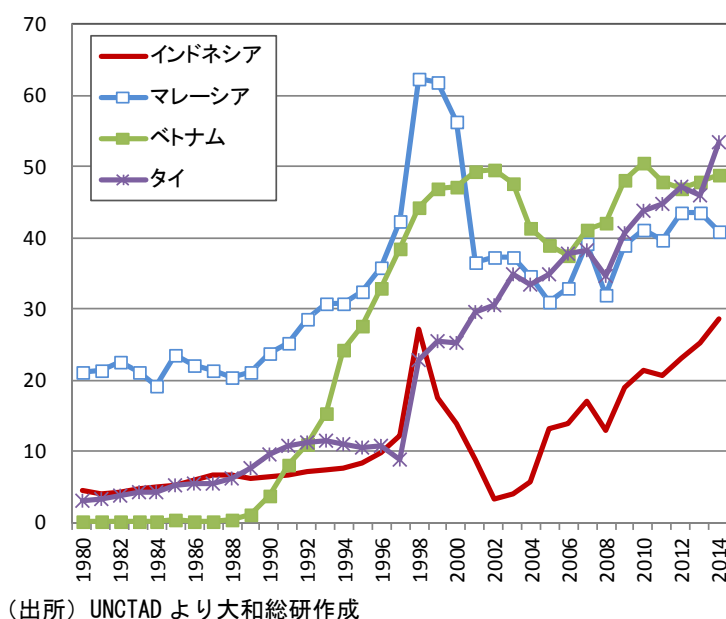
(注) 貿易特化係数 = (輸出額 - 輸入額) / (輸出額 + 輸入額)

(出所) RIETI-TID2013 より大和総研作成

### 外資規制緩和により直接投資を受け入れ、輸出も増大できる可能性

また、規制緩和等を通して期待されているのが投資誘致の拡大である。対内直接投資（ストック、GDP 比）の推移を見ると、サプライチェーンの拠点であるタイや、国内市場規模が大きく、かつ製造業の生産拠点として注目され始めているインドネシアへの投資が大きく伸びている（図表 4）。他方、マレーシア向けの直接投資は伸び悩んでおり、2000 年代後半にはタイに追い抜かれている。直接投資を受け入れ、それを基盤として輸出を行うという経済構造の下、貿易と投資の両方が TPP により自由化されるメリットは大きい。TPP 参加による規制の緩和が、伸び悩んでいる対内直接投資流入を促進する効果にも期待できるだろう。

図表4 対内直接投資ストック



#### 非 TPP 参加国からの貿易転換により、マレーシアの輸出が拡大する試算

図表5は、Peterson 研究所が試算した TPP 締結による効果である。これによると、GDP 上昇効果が最も大きいのはベトナム、マレーシアといったアジア新興国である。マレーシアの場合、2025年には実質 GDP (2007年 USD) がベースラインより 5.6%上昇すると予測されている。輸出に関しては対ベースラインで 11.9%の増加が見られており、その効果は大きい。対照的に、TPP に参加していない中国は GDP が同 0.2%減と予測され、その大半は、輸出減少効果によるものである。他方で、対内 FDI ストックへの影響は軽微である。

つまり、TPP 締結がマレーシアに与える影響で最もインパクトが大きいのは、輸出拡大効果であり、それは中国などの非 TPP 参加アジア諸国からの貿易転換効果が大きい。具体的には、マレーシアが対米輸出競争力を持つ「素材」や「家電」分野における輸出の拡大が見込まれる。

他方、本試算では投資による効果が控えめに出ているが、TPP 締結が対内 FDI ストックに与える影響も看過できない。特に、サービス分野における規制緩和の影響は大きいだろう。ただし、非 TPP 参加国の対内 FDI ストックへの影響が軽微であることは、外資が既存の生産拠点を非 TPP 参加国から TPP 参加国へ移転するシナリオが想定しにくいことを意味している。おそらく、移転メリットがコストを下回るためである。既存の FTA/EPA を介してサプライチェーンが形成されているアジア地域において、TPP が既存の拠点を積極的に移転する可能性はそれほど大きくないだろう。

図表5 TPP参加の効果試算

	GDP上昇効果		輸出増加額		対内FDIストック増加額	
	USD2007bill.	ベースラインからのかい離幅(%)	USD2007bill.	ベースラインからのかい離幅(%)	USD2007bill.	ベースラインからのかい離幅(%)
<b>TPP参加国</b>	<b>112.4</b>	0.4	<b>181.3</b>	4.0	<b>66.1</b>	0.8
米国	76.6	0.4	123.5	4.4	47.2	1.0
オーストラリア	6.6	0.5	11.1	3.4	5.4	0.5
カナダ	8.7	0.4	13.8	2.3	2.1	0.2
チリ	2.5	0.9	3.7	2.4	2.2	0.5
メキシコ	9.9	0.5	19.1	3.8	1.0	0.2
NZ	4.1	2.0	4.1	6.8	7.7	4.9
ペルー	3.9	1.2	6.0	6.3	0.5	0.6
<b>内、アジア諸国</b>	<b>169.9</b>	2.0	<b>252.2</b>	9.0	<b>189.0</b>	6.8
ブルネイ	0.2	0.9	0.2	2.6	0.0	0.8
日本	104.6	2.0	139.7	11.2	185.4	39.8
マレーシア	24.2	5.6	40.0	11.9	1.3	0.4
シンガポール	7.9	1.9	11.3	4.3	0.0	0.0
ベトナム	35.7	10.5	67.9	28.4	2.4	2.0
<b>非TPP参加アジア諸国</b>	<b>-40.7</b>	-0.2	<b>-55.4</b>	-0.9	<b>0.0</b>	0.0
中国	-34.8	-0.2	-43.7	-1.0	0.0	0.0
香港	-0.5	-0.1	-1.3	-0.6	0.0	0.0
インドネシア	-2.2	-0.1	-3.9	-0.8	0.0	0.0
フィリピン	-0.8	-0.2	-1.4	-0.9	0.0	0.0
タイ	-2.4	-0.4	-5.1	-1.1	0.0	0.0
<b>世界</b>	<b>223.4</b>	0.2	<b>305.2</b>	1.1	<b>255.1</b>	0.5

(出所) Peterson 研究所より大和総研作成

## TPP 交渉の争点

ブミプトラ政策の大半は制限されることとなるがサービス分野などで事業機会拡大に期待

TPP 交渉にあたり、マレーシアでは主に図表 6 の項目が争点とされた。最大の課題は、ブミプトラ政策とどのように折り合いをつけるか、という点である。結果は、一部留保や移行措置の設定は許されたものの、図表にある要望の大半は制限され厳しいルールに従うこととなった。これに伴い、政府調達自由化や、サービス・投資、人の移動、原産地規則の規制緩和で、ビジネスチャンスが拡大するとの期待が大きい。

図表6 マレーシアで争点となった項目

	要望	結果
政府調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PPPを除外</li> <li>・プミトラ企業グループや関連中小企業の利益に関する分野は自由化の除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼすべての中央政府機関が協定の適用対象に。プミトラ政策にも一定の制限。</li> <li>・経過期間あり。</li> </ul>
知的財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオ医薬品のデータ保護期間長期化に反対。(マレーシアを含む新興国が5年以下を主張したのに対し、米国は12年を要求)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8年という折衷案採用。</li> </ul>
国有企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プミトラ政策の継続</li> <li>・国営企業のプレゼンスをできるだけ保護(政府系企業をTPPの対象外に。歳入基盤維持のため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非商業的援助(贈与、有利な貸付)の禁止。</li> <li>・各国は留保を設定。</li> </ul>
労働・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マレーシアコンテキストの中で、労働者の権利と協調性のある労使関係のバランスを取る。</li> <li>・貿易の障害となるような環境条項の排除。</li> </ul>	
SME	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力強化については、自由化への移行期間を長く取りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行期間については特に言及無し。</li> </ul>
ISDS条項(投資家対国家の紛争)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府調達、資源関連、公共投資に関連する場合のみ、ISDSから排除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府調達にも適用。SMEは除外。</li> </ul>
	<b>従来</b>	<b>変更</b>
サービス・投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業への外資規制。コンビニへの外資出資禁止。</li> <li>・外国銀行支店数上限(8支店)</li> <li>・信用格付け会社への外資出資比率規制(49%上限)</li> <li>・プミトラ政策の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外資規制緩和とコンビニへの外資出資上限を30%に。</li> <li>・上限引き上げ(16支店)</li> <li>・撤廃(2016年末)</li> <li>・留保内容を限定、内容の明確化</li> </ul>
人の移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス関係者の一時入国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・範囲の拡大</li> </ul>
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれのFTAによって異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則の統一、生産者/輸出者/輸入者が原産地証明書を作成、完全累積制度</li> </ul>

(出所) 内閣官房発表資料より大和総研作成

## ベトナム

柄澤 悠

### TPP 参加の経緯

#### 国際化により工業化・現代化を積極化させてきたベトナム

ベトナムは長い戦争期を経て疲弊した国を立て直すため、1986 年以降、ドイモイ（刷新）政策により社会主義体制を維持しながらも積極的に工業化・現代化を進めてきた。1995 年 7 月には ASEAN に加盟し、同時期に戦争相手国であった米国との国交を回復している。さらに 2007 年には WTO に加盟し、国際社会への復帰を果たした。

その結果、2007 年以降、直接投資、輸出入ともに大幅に増加している。直接投資は 2 回目のブームを迎えた（1 回目は 1990 年代半ば）。また、ドイモイ以前はソ連や東欧が主要な貿易相手国であったのに対し、アジア太平洋各国の存在感が増した。一方で、輸入の急増により、2007 年の貿易赤字は前年の 3 倍となった。貿易赤字の主因は中国にあり、輸入の対中依存が問題となっていた。

#### FTA 未締結の米州での関税引き下げを期待し、交渉に参加

TPP は 2006 年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイから成る P4 協定が発効して始まったが、2008 年 3 月に米国が参加表明して以降、ベトナムを含め多くの国が大きく注目し始めた。ベトナムは、その直後の 2008 年 11 月にペルーで行われた APEC 首脳・閣僚会議の際にオーストラリア、ペルーとともに TPP に参加する旨を表明した。当初ベトナムは、2010 年 10 月の第 3 回交渉まではオブザーバーとして位置付けられていた。経済の自由化が進み WTO 加盟国となったベトナムであるが、労働基準や知的財産権の保護、汚職、人権政策に関する批判があったことや、TPP 交渉参加国の中では後発開発途上国であったため、交渉に正式参加できずにいた。

ベトナムが正式に交渉に参加したのは 2010 年 11 月であった。交渉におけるベトナムの最優先事項は、繊維及び繊維製品と履物の米国市場へのアクセス拡大であった。

なおベトナムは TPP 参加国のうち米国、カナダ、メキシコ、ペルーなどと FTA が未締結であり、米州各国における関税引き下げ効果が大きいと言われている。



図表7 ベトナムの経済協定（太字は TPP 参加国との協定）

ベトナム		ASEAN	
日越投資協定	2004 年発効	AFTA	1996 年発効
日越 EPA	2009 年発効	ACFTA（中国）	2005 年発効
VCFTA（チリ）	2014 年発効	AKFTA（韓国）	2007 年発効
韓越 FTA	2015 年発効	AJCEP（日本）	2008 年発効
EEUVFTA（EEU）	2015 年署名	AIFTA（インド）	2010 年発効
EVFTA（EU）	2015 年 12 月最終合意	<b>AANZFTA（豪州、NZ）</b>	<b>2010 年発効</b>
		RCEP	交渉中

（出所）各種資料より大和総研作成。2015 年 12 月末時点

## TPP 交渉の争点

### 繊維及び繊維製品の輸出増を見込み、関税撤廃を譲る

TPP 交渉にあたり、ベトナムでは主に図表 8 の項目が争点とされた。最大の争点は、TPP 参加によるメリットを最も受けられると期待される繊維及び繊維製品の原系原則の適用についてだった。

図表 8 ベトナムで争点となった主要な項目

項目	要望	結果
物品市場アクセス	自国の強みであるコメなど農産品を守るため、関税の自由化率を 95% 以下に抑えるよう主張	品目数ベース、貿易額ベースともに 100% の関税撤廃を約束
繊維及び繊維製品	原系原則の適用を一時見送り	ショート・サプライ・リストを設けることで原系原則を適用
国有企業	例外企業をできるだけ多く設ける	非商業的援助の禁止 安全保障分野では国有企業を対象外とできる
労働	労働者の権利条項（企業から独立した労働組合の結成を認めるなど）を紛争解決手続きと関連づけることに反対	締約国の労働慣行改善を要求する 他の締約国による権限を強化
輸出税の維持	鉱物資源、金属、ゴム製品等の輸出税維持（原材料の輸出抑制、歳入維持のため）	石炭、原油、および一部鉱石の輸出税を継続する その他の鉱物資源の輸出税が数年をかけて撤廃される
知的財産	新薬のデータ保護期間の短期化（5 年以下。後発医薬品の早期導入のため）	保護期間は最低 8 年

（出所）各種資料より大和総研作成

## 繊維・繊維製品の原糸原則には、ショート・サプライ・リストが設けられた

繊維及び繊維製品については、貿易品の原産地規則とは別途、第4章の「繊維及び繊維製品章」にて原産地規則等が定められている（原糸原則、yarn forward）。TPP参加国内で製糸、製織・染色、縫製の3工程が行われることで、関税率が減免される仕組みとなっている。米国は綿花の生産大国であり、綿花の生産者や衣料品製造業者保護のため、原産地規則を主張してきた。一方でベトナムの繊維産業は、TPP非参加国からの輸入に原材料調達の大部分を頼っている。特に中国からの輸入が多く、TPPのルールに従うのであれば仕入先を変更しなくてはならなくなるため、繊維及び繊維製品の原産地規則の例外扱いを主張してきた。結果として、TPP域内での供給が不足する原材料・部品はTPP域外から手配可能となる「ショート・サプライ・リスト(SSL)」を一部設けることで、優遇措置を与えることに米国は同意した。

## 重要な歳入である石炭・原油輸出税は継続可能に

また、TPPでは輸出入制限のための関税の新設・引き上げ禁止が挙げられているものの、ベトナムの石炭・原油輸出税は継続できることになった。同税は石炭等の輸出を減らして国内へ安定供給する目的で設けられている。2014年の原油輸出額は720億ドル、石炭は5.5億ドルであり、国家財政の観点から、天然資源税の継続を主張していた<sup>1</sup>。

なおTPP協定では第28章として「紛争解決章」が設けられている。協定の義務を履行しなかったと認定された締約国が義務を履行するよう是正できない場合、貿易上の利益の停止など報復措置の利用を認めることが規定されている（報復措置の利用前に交渉・仲裁が可能）。

## TPP参加のメリットと効果

### TPP参加の恩恵が最も大きい国と予想されている

ベトナムがTPPに参加するメリットは、(1)貿易：米国向け輸出増加、対中赤字の解消、(2)投資環境の改善による海外直接投資の増加、(3)国内改革の促進、の3点と考えられている。

Peterson研究所の試算（第1節 マレーシア）にあるように、ベトナムはTPP参加の恩恵が最も大きい国と予想されている。また、ベトナム計画投資省傘下の中央経済管理研究所（CIEM）では、TPPに参加した場合、不参加の場合と比べて2025年に輸出額が680億ドル（+28.4%）、GDPが360億ドル（+10.5%）増加するとの予測を示している。

<sup>1</sup> Reuters, Oct 9, 2015, “Vietnam to keep coal, crude export taxes under TPP, some state firms exempt” <http://in.reuters.com/article/trade-tpp-vietnam-idINL3N12925C20151009>

## (1) 貿易：米国向け輸出増加、対中赤字の解消

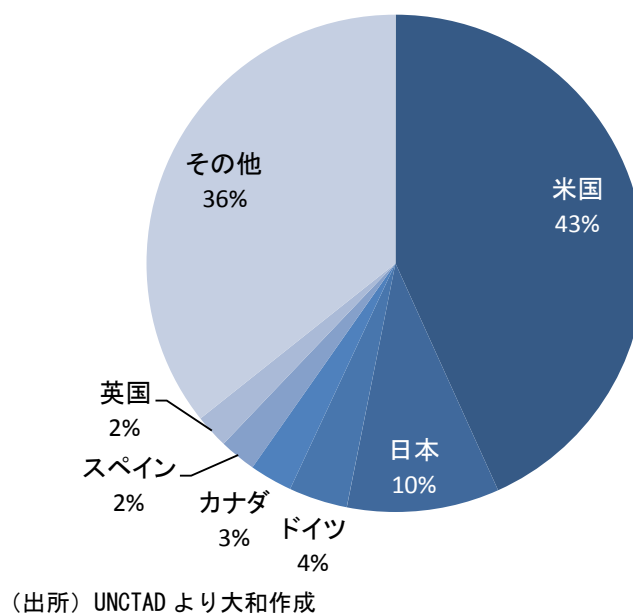
TPP に参加することで、①最大の輸出相手国である米国に対し、縫製品および履物の輸出が一層増える、②最大の輸入相手国である中国から縫製品などの原材料をはじめとした輸入の減少（TPP 参加国内の産品への代替）、が予想される。

### 米国向けの繊維・繊維製品が増加には大きな期待が寄せられる

2014 年の米国向け輸出金額は 286 億ドル、ベトナムの輸出全体の約 20%を占めている。主に縫製品・履物を輸出しているが、TPP の発効により一層の輸出増加が期待されている。

ベトナム繊維協会によると、2015 年 1-6 月期、同国の縫製品輸出に占める TPP 参加国向けの比率は約 70%だった。中でも米国向けが最も高く、縫製品輸出全体に占める比率は 4 割超（52 億ドル）と重要な輸出先になっている。他方、米国の縫製品輸入相手国をみると（2014 年、米国商務省）、ベトナムは全体の 8%（98 億ドル）に過ぎず、現状では中国（同 39%、472 億ドル）が突出している。TPP では米国への縫製品の関税（現行 17～30%）が徐々に引き下げられ、将来的には撤廃されることになっている。ベトナムは相対的な労働コストの低さと関税メリットにより中国製品に対する価格競争力が向上し、非参加国である中国のシェアを一部奪えるものと期待される。ベトナム繊維協会では、TPP により 2025 年には米国向けの輸出が 550 億ドルに達し、600 万人の雇用が創出されると予想している。

図表 9 ベトナムの繊維製品輸出先国の構成比



一方で、織物（94億ドル）や副資材（46億ドル）など縫製品原材料の大半を輸入に頼っている。主に中国などから輸入しているため、優遇関税率の適用を受けるためには仕入先の見直しが必要となる（原原則）。ベトナムの繊維産業は、生地を輸入して裁断、縫製などの単純な加工しか行っていないために低付加価値産業で、環境汚染の問題もあることから、政府はこれまで投資認可に積極的ではなかった<sup>2</sup>。しかし、ここ数年はTPPのメリットを活用するため、排水処理設備などの条件付で投資を受け入れられるようになってきた。この結果、国内では原材料の国産化に着手した企業も現れている。香港、台湾、中国、日本などからも、生産規模拡大、生産移転、繊維工業団地の開発を含む繊維関連の投資が増加している。この動きは2013年から始まり、2014年には20の外国企業がベトナムの縫製分野に投資した<sup>3</sup>。

図表10 品目別輸出入（2014年）

単位：百万ドル

輸出				輸入			
	金額	構成比		金額	構成比		
1 電話機・部品	23,607	15.7%	1 機械・機器・付属品	22,500	15.2%		
2 縫製品	20,949	13.9%	2 電子機器・コンピュータ・部品	18,722	12.6%		
3 コンピュータ・電子機器・部品	11,440	7.6%	3 織物	9,428	6.4%		
4 履物	10,340	6.9%	4 電話機・部品	8,476	5.7%		
5 水産品	7,836	5.2%	5 鉄・鉄鋼	7,775	5.3%		
6 その他機械・機器・付属品	7,314	4.9%	6 石油（精製）	7,665	5.2%		
7 原油	7,229	4.8%	7 プラスチック製品	6,317	4.3%		
8 木材・木製品	6,232	4.1%	8 縫製品・皮革・履物の副資材	4,692	3.2%		
9 輸送機器	5,627	3.7%	9 その他卑金属	3,434	2.3%		
10 コーヒー	3,558	2.4%	10 化学品	3,315	2.2%		
合計	150,186	100.0%	合計	148,049	100.0%		
うちFDI企業による輸出	101,218	67.4%	うちFDI企業の輸入	84,193	56.9%		

（出所）ベトナム統計総局より大和作成

### 中国からの輸入を国内で代替する動きはすでに始まっている

輸入では中国が438億ドルと全体の3割を占めており、貿易収支では▲290億ドルと大幅な輸入超過となっている。中国との貿易は、機械・設備、工業品の原材料、農産品などを輸入しているのに対し、原油、ゴム、石炭、農産品や水産品などの一次産品を主に輸出している。前述の通り、縫製品の原材料も大半を中国から輸入している。

今後、TPPの関税メリットを活用するために国内およびTPP参加国内での原材料調達が増加すれば、中国からの輸入が減少する可能性がある。特に繊維製品については、米国がベトナムに中国からの縫製品原材料の輸入を減らすよう求めている。すでに、ファーストリテイリング、アディダス、ナイキ、プーマなどのOEM（相手先ブランド製造）を手掛けている中国のアパレル大手である申洲国際は、ベトナムで素材から一貫して製造できる工場を設立している。また、

<sup>2</sup> JETRO 通商弘報（2012年8月10日）「外資の縫製分野への進出に政府は消極的」

<sup>3</sup> United States International Trade Commission “2014 Trade Shifts” (June 2015)

米マイクロソフトも中国東莞にある携帯電話工場を閉鎖してベトナムのハノイ工場に移設している。

図表 1 1 国別輸出入 (2014 年)

単位: 百万ドル

輸出				輸入			
		金額	構成比			金額	構成比
1	米国	28,656	19.1%	1	中国	43,868	29.6%
2	中国	14,906	9.9%	2	韓国	21,736	14.7%
3	日本	14,704	9.8%	3	日本	12,909	8.7%
4	韓国	7,144	4.8%	4	台湾	11,085	7.5%
5	香港	5,203	3.5%	5	タイ	7,119	4.8%
6	ドイツ	5,185	3.5%	6	シンガポール	6,827	4.6%
7	UAE	4,628	3.1%	7	米国	6,284	4.2%
8	オーストラリア	3,990	2.7%	8	マレーシア	4,193	2.8%
9	マレーシア	3,931	2.6%	9	インド	3,132	2.1%
10	オランダ	3,769	2.5%	10	ドイツ	2,623	1.8%
合計		150,186	100.0%	合計		148,049	100.0%

(出所) ベトナム統計総局より大和総研作成

## (2) 投資環境の改善による海外直接投資の増加

サービス業における外資規制の緩和や政府調達への開放により外資による投資機会が増す

ベトナムは、安い事業コストや豊富な労働力、安定した政治、立地などを魅力として多くの投資を受け入れてきた。近年では、輸出加工業を中心とした生産拠点としての製造業に加え、人口 9,000 万人の内需を狙った小売業やサービス業への投資も増加している。

TPP では、関税削減により輸出向け製造拠点としての魅力が高まることに加え、物品以外の市場アクセスとして、投資領域の開放や各種制度の整備実行により、透明性と競争力の高い投資環境へと改善していくことが期待されている。具体的な日本企業へのメリットとしては、①小売・流通業への進出、②政府調達への参加、③電気通信業への投資、④地場商業銀行への投資、⑤その他、が挙げられる。

①の小売・流通業においては、日本企業からも要望が挙がっていた外資小売流通業進出時の経済需要テスト (Economic Needs Test、ENT) が TPP 発効後 5 年の猶予期間を経て廃止される。ENT は外資流通企業を対象にした出店地域の人口や経済規模、小売店舗数などを考慮した審査で、審査基準が不明確で曖昧なことから、出店計画を立てにくく、進出・展開を阻んでいた。中間層の増加により拡大するベトナムの消費をとらえるチャンスとなる。

②政府調達分野については、TPP により建設サービスの市場が開放される。ベトナムは WTO の政府調達協定 (GPA) に参加しておらず、日本との二国間 EPA でも GPA と同水準の規定はなかった。日本企業がベトナムの政府調達市場に参入できることが国際約束として規定されたことで、日本のインフラ輸出促進に繋がると期待されている。

電気通信業および地場銀行への外資出資比率の上限の引き上げが予定されている。③電気通信業は現行の65%から75%へと引き上げられる予定である。社員総会の特別決議における法定決議要件（出席者の75%）を満たせるようになるため、当該分野での出資比率緩和が持つ意味は大きいと言えよう。④地場商業銀行については、一般的な投資家による一機関あたりの出資比率上限が15%から20%へと引き上げられるため、外国投資家の株主としての存在感がこれまで以上に高まるものと予想される（なお、戦略投資家は現在も20%まで出資可。外国投資家合計で30%が上限）。

⑤その他、税関手続きの透明化・迅速化、知的財産保護に関する規定が厳しくなること、国際労働法に沿った基本的な労働者の権利の順守、国際基準の法令整備などが要求されている。

### (3) 国内改革の促進

#### TPP 参加でベトナムの社会課題を解決していく

TPP は米国など先進国が主導権を握る枠組みのため、ベトナムとしては国内改革を進めるための外圧として TPP を利用し、経済の効率化や社会環境の向上を実現させたいという考えもある。

国内改革において最も重要度が高い課題の一つが、国有企業改革である。国有企業は、名目 GDP の約 4 割を占めており、石油・石炭やエネルギー、通信などの基幹分野を独占的に支配している。一方で、国有企業が本業以外の分野や不動産への投資を行ったものの利益を出せず、不良債権問題の原因となっている。政府としては非効率な国有企業の株式化を進めたいものの、一部国有企業の権益を確保するため、国有企業への優遇廃止に関する先進国側からの改革への要求を拒んでいた。協定では、国有企業等が商業ベースで活動し、他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと、国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に対して提供すること、等が規定された。具体的には、国有企業に対する政府補助金や低金利融資、規制上の優遇などを廃止し、外国企業との競争条件をそろえる。例外として、安全保障分野は TPP の規定の対象外とすることが可能で、対象外企業を公表しなくてもよいことになった。

また、TPP 参加はベトナムの社会課題の解決にもつながる。TPP では、相対的に低コストの参加国との競争条件を公平にするために、雇用や環境に係る規定について、ハードルの高い基準が組み入れられている。こうした基準をベトナムが遵守することにより、現状問題視されている不法な雇用（不当な低賃金、児童労働など）や、過剰な森林伐採など自然環境や野生動植物の生態系の破壊を防ぐことができる。

実際、TPP メリットを最も享受できると期待されている縫製産業においては、労働、環境保護の両方に課題がある。労働傷病兵省が 2015 年 5~9 月に 12 省市で繊維・縫製企業を対象に実施した労務調査では、残業時間の超過や賃金表の未作成、賃金未払いなどの違反が多く発見されている<sup>4</sup>。他方、環境面では、水を大量に使用する縫製・染色産業から排出される高温で汚染し

<sup>4</sup> Vietnam+, October 19, 2015, "Labour rights violations inspected in apparel industry"

た排水が、深刻な環境問題を引き起こす可能性が懸念されている。排水処理が行われているのは全体の 30%程度で、外資系の工場でも排水基準を満たせていない場合があるといわれる。国内技術では排水処理が十分にできないことや、排水基準を満たすには処理費用が高額であることが要因とされている<sup>5</sup>。

その他にも知的財産の保護、政策の透明性及び腐敗の防止など TPP で定められたルールをベトナムが遵守するためには、国内法制度の整備などが急速に進められる必要がある。

ベトナムは参加国内で最も発展段階が低く TPP で要求される水準に達するのは容易ではない。短期的には労働コストや環境対策費用の上昇で、コスト競争力の低下も懸念される。しかしながら中期的には、TPP への参加により、日本企業をはじめとした外資企業が進出しやすいビジネス環境の整備が加速すると期待される。

## TPP 発効までの道筋

### 国内での批准手続き開始は 2016 年 6 月の国会になる見込み

国内での批准手続きは、国際条約の締結・加盟・実施に関する法律に従って行われる。政府は条約に署名した後、国家主席に批准を申請する。国家主席は、政府からの申請を受理後 15 日以内に批准の決定を行うか、国会が開会する 30 日前までに国会に上程する。その後、国会にて批准が承認される。報道によると、批准手続きの開始は早くても 2016 年 6 月に開かれる国会になりそうで、批准までに 2 年はかかるだろうと言われている<sup>6</sup>。

---

<http://en.vietnamplus.vn/labour-rights-violations-inspected-in-apparel-industry/83372.vnp>

<sup>5</sup> 環境省 (2011 年 3 月) 「ベトナムにおける産業排水対策の環境技術ニーズ」

<sup>6</sup> Tuoi Tre News, 10/10/2015, “Vietnam’s TPP ratification to take up to 2 years: lead negotiator”  
<http://tuoitrenews.vn/business/30919/vietnams-tpp-ratification-to-take-up-to-2-years-lead-negotiator>

## タイ

中 澤

### タイの TPP に対するスタンス

#### 大筋合意以降、TPP 議論が再燃

タイはこれまで、TPP に対する態度を明確にしてこなかった。国内で政治的混乱が続いてきたことと、外交的にも ASEAN の経済統合や中国が加わる東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) が気かりで、それぞれの狭間で揺れ動く状態が続いてきた。

タイが最初に TPP に対するスタンスを明らかにしたのはアピシット政権 (2008～11 年) 時代であった。当時のタイは ASEAN の経済統合を優先する戦略を取っており、TPP によって ASEAN 統合の求心力が失われるのではないかという懸念から交渉には不参加の立場を取っていた。

その後のインラック政権 (2011～14 年) で、タイはついに TPP 交渉に参加する意向を示した。2012 年 11 月、オバマ大統領との会談後に開いた会見でインラック首相 (当時) が公式表明した。それまでは ASEAN 重視の方針を貫いていたが、2010 年に ASEAN 内からベトナムとマレーシアが交渉に参加したことで、外資誘致や輸出の競争力を保とうと参加を表明するに至ったと見られる。しかし、2014 年 5 月、閣僚人事の不正でインラック首相が失職、その後の政治的混乱もあり、TPP に関する話は凍結されてしまっていた。

2015 年 10 月 5 日の大筋合意以降、タイで TPP に関する議論が再燃している。クーデターを経て誕生したプラユット政権 (2014 年～) では、発足からしばらくは TPP には慎重な姿勢で臨むとしていたものの、現在は TPP 参加に積極的な姿勢を打ち出している。背景には、大筋合意で TPP の輪郭が明らかになったことと、同じ ASEAN からインドネシアやフィリピンも参加への意向を表明したこと、かつてない巨大な自由貿易圏からタイだけが締め出されることの恐れもあっただろう。

#### 参加に向けた準備は始まったが、決定には時間がかかる見込み

内政面では、同年 8 月の内閣改造で、経済政策の担当にソムキット副首相が抜擢されたことが大きい。ソムキット副首相は、かつてタクシン政権時代 (2001～06 年) に財務相と商務相を歴任し、市場を重視する考え方で知られる。TPP への参加も積極的に検討するとしており、タイ政府内部でも参加を前提に準備が本格化するとみられる。だが、交渉参加を決定するまでにはしばらく時間がかかる見込みが強い。

同年 11 月 2 日付の Bangkok Post 紙では、12 月 9 日に開催予定の国際貿易開発委員会 (ITDC) の第 1 回目の会合で、プラユット首相が TPP に関する方針を示すと報じられていた。しかし、タイ政府のプレスリリースによると、実際は 12 月 4 日に開催され、参加の決断にまでは至らなかった模様だ。会合後の 12 月 5 日付の The Nation 紙によると、同会合では、ITDC の下にアピ



ラディ商務大臣を議長とする小委員会を組織し、TPP のメリットや影響についての研究を行うことが決定されたようだ。この小委員会には政府関係者のみならず、民間セクターも加わる。研究は今後 1 年かけて行われるとのことだが、民間からは賛成派・反対派を問わず、関係する全てのセクターが参加することから、議論を収束するのは容易ではなさそうだ。

## TPP 参加によるメリット・参加しないコスト

### (1) タイが TPP に参加した場合

#### 乱立するタイの二国間 FTA と ASEAN の地域協定

タイが TPP に参加した場合、日系企業にはどのようなメリットがあるのだろうか。

タイの通商政策は、タクシン政権時代（2001～06 年）にそれまでの WTO の多国間交渉を見守る姿勢から大きく転換し、二国間 FTA の交渉や ASEAN の経済統合の積極的推進へと歩を進めた。2016 年 1 月時点で、TPP 参加 12 ヶ国中、FTA が存在しないのは米国、カナダ、メキシコのみだ。TPP 域外でも、インド、バーレーン、ペルー、欧州自由貿易連合（EFTA）等と交渉を行ってきた経緯がある。ASEAN で締結した協定としては、中国（ACFTA）、韓国（AKFTA）、インド（AIFTA）、オーストラリア・ニュージーランド（AANZFTA）、そして日本（AJCEP）との間に FTA が存在する。

さらに、ASEAN 内には域内経済協力の枠組みだけで多数ある。古くは 1987 年に締結された ASEAN 投資保護促進協定（AIGA）と、1995 年の ASEAN 自由投資地域（AIA）、それら二つを束ねるべく 2009 年に署名された ASEAN 包括的投資協定（ACIA）。その他、1992 年から段階的に自由化が進んできた ASEAN 自由貿易地域（AFTA）、1996 年に導入された ASEAN 産業協力（AICO）、そして、2015 年末に発足した ASEAN 経済共同体（AEC）だ。結果として、タイには発効済みのものだけで 7 の FTA と 5 の地域協定が存在していることになる（図表 1 2）。

図表 1 2 タイが参加する FTA 等の状況

相手国・地域	ステータス
<b>二国間FTA</b>	
オーストラリア	2005年に発効
インド	2004年よりアーリーハーベスト開始
日本	2007年に発効
チリ	2015年に発効
バーレーン	2002年に枠組み協定を締結、現在交渉中断中
ペルー	2011年にアーリーハーベスト議定書が発効
ニュージーランド	2005年に発効
米国	2004年に交渉開始、現在交渉中断中
欧州自由貿易連合(EFTA)	2013年10月にタイ国会で承認、現在交渉中断中
<b>ASEANとしてのFTA</b>	
中国	2003年10月以降、順次アーリーハーベスト開始。2009年8月に投資協定に署名
インド	2010年1月に発効
日本	2009年6月に発効
韓国	2009年2月に署名、2010年1月より関税削減開始、2016年または17年中に撤廃
オーストラリア・ニュージーランド	2010年3月に発効
EU	2015年4月、議論を再開する準備を進めることに合意
<b>ASEANの枠組み</b>	
ASEAN投資保護促進協定(AIGA)	1987年に締結
ASEAN自由投資地域(AIA)	1995年に締結
ASEAN産業協力(AICO)	1996年に導入
ASEAN自由貿易地域(AFTA)	2010年に例外品目を除く全てで関税撤廃済み
ASEAN経済共同体(AEC)	2015年末に発足
<b>その他</b>	
BIMSTEC	2004年2月に枠組み協定を締結。現在交渉中

(出所) 日本貿易振興機構 (JETRO) より大和総研作成

### 複雑化したルールの解釈をめぐり係争に発展した事例も

こうした状況は一見、利用可能な FTA の選択肢が多く、企業にとっては便利のように思えるが、関税撤廃の対象品目や調達国に応じて「使い分け」を行う必要が生じる。その場合、申請方法や手続き、適用されるルールが FTA ごとに異なるため、企業にとっての事務コストが大きくなってしまふ。申請を受け付けるタイの行政側にとっても制度ごとに異なるルールを正確に把握することのハードルは高く、利用する企業との間で適用すべき税率の認識に違いが生じるケースもある。

事実、タイでは FTA を利用する企業と行政側との間に様々な問題が生じている。代表的な事例は、プリウスの部品輸入を巡る、トヨタ・モーター・タイランド (TMT) とタイ財務省関税局の係争だ。

関税局は、TMT が 2010～12 年に生産したプリウスについて、輸入部品の現地調達率が基準に

達していないとし、約 116 億バーツを追徴課税した。TMT 側は日本タイ経済連携協定（JTEPA）における部品の現地調達率を満たしていると主張し、タイ税務裁判所に提訴する事態となっていた<sup>7</sup>。尚、その後 TMT はタイ国内でのプリウスの生産・販売を 2015 年 9 月末で一時休止している<sup>8</sup>。

同様の係争事例は他にもある。泰国いすゞ自動車（IMCT）は、2000～02 年に AICO の優遇措置を用いてフィリピンから輸入したトランスミッションが優遇範囲に定められた量を超えていたとされ、関税局に輸入関税や付加価値税（VAT）等、約 18 億バーツを追徴課税された。いすゞは関税局の措置を不服とし、IMCT 側の解釈の説明文書を関税局に提出したようである<sup>9</sup>。JTEPA については、その他の日系企業や団体からも関税撤廃スケジュールの不遵守やルールの不透明性が指摘されている<sup>10</sup>。AICO は導入当初から不透明な認可基準や申請手続きの煩雑さが問題視されていたようだ。

### 不揃いな制度を束ねる共通ルールの利用価値は高い

これまでタイの通商政策で重視されてきた二国間 FTA や ASEAN の協力枠組みには、TPP のような高い水準の多国間 FTA に比べ、いくつかの点で限界がある。

二国間 FTA の場合、交渉相手が互いの 1 ヶ国だけのため、合意形成や利害調整がしやすくスピード感のある交渉が可能で、妥結までの道のは多国間協定に比べれば平坦といえる。交渉に費やす政治的資源も少なく済む。一方で、協定内容は各国の実情を色濃く反映したものになりがちだ。それは、交渉の結果としてセンシティブ品目を関税撤廃の対象から除外する等、譲許や留保が生まれやすくなることを意味する。また、各 FTA で制度設計が異なるため、調達先が複数国に及ぶ企業にとっては使い勝手が悪い。

ASEAN の地域協定は、10 ヶ国を束ねる点で多国間 FTA と同様だ。しかし、そもそも ASEAN は発展段階が大きく異なる国々の集まりであり、統合ビジョンとしても緩やかなプロセスを志向してきた。また、構成国は発展途上国が殆どのため、TPP ほど規定水準の高い協定は望みにくい。

その点、TPP は多国間の枠組みで物品貿易の自由化を追求するのみならず、投資や知財保護、労働、環境等、企業活動に関わる多くの分野で全参加国が明確な共通ルールを持つことに強い価値が置かれており、従来の二国間 FTA や途上国水準の緩やかな経済統合とは一線を画す。

実際の企業活動に即して考えてみよう。JETRO の「2015 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査（以下、JETRO 調査）」で、ASEAN<sup>11</sup>における日系企業（製造業のみ）の調達構造を見

<sup>7</sup> 2015 年 6 月 19 日付日本経済新聞電子版「トヨタ、タイ関税当局を提訴 400 億円超の追徴課税巡り」  
(<http://www.nikkei.com/article/DGXLZ088256990Z10C15A6T11000/>)

<sup>8</sup> 2015 年 8 月 25 日付日本経済新聞電子版「プリウスのタイ生産一時休止 トヨタ、景気後退で販売減」  
([http://www.nikkei.com/article/DGXLASDZ21I3D\\_U5A820C1T11000/](http://www.nikkei.com/article/DGXLASDZ21I3D_U5A820C1T11000/))

<sup>9</sup> 2015 年 4 月 28 日付 NNA「関税局、トヨタといすゞに 490 億円追徴課税」

<sup>10</sup> 日本機械輸出組合（2014）「2014 年版 タイにおける問題点と要望」pp. 5-7

<sup>11</sup> ブルネイとミャンマーは調査対象国から外れている。

ると（図表 1 3）、タイでの現地調達比率は 55.5%と ASEAN 内で最も高い水準に達しているが、それでも日本を含む第三国からの調達は 4 割以上ある。タイが TPP に参加すれば、これら現地調達分以外の、日本や第三国（TPP 参加国）からの調達分にかかる関税がコスト削減対象となる。

品目によっては、既存の FTA で関税が撤廃されている場合もあるだろう。それでも、不揃いな制度が収斂するところに TPP ならではのメリットが存在する。活発な海外展開の結果、調達先国が多様化した日本の製造業の場合、複数国と種類の異なる中間財を貿易しているケースが多いと考えられる。そのような場合、TPP のような多国間協定のほうが利用価値は高いと言えるだろう。タイが TPP に参加すれば、調達先が TPP 参加国である限りどこの国からタイの生産拠点に輸入しても同じ制度が利用できることになるため、調達先に応じて FTA を使い分ける必要はなくなる。さらに、制度の統一で税関手続きが円滑化すれば時間的なコストも節約でき、事業活動にはプラスとなる。

図表 1 3 在 ASEAN 日系企業（製造業のみ）の調達構造

	調達先の内訳 (%)				
	現地	日本	ASEAN	中国	その他
タイ	55.5	29.0	2.8	5.1	7.6
インドネシア	40.5	33.8	10.7	5.7	9.3
シンガポール	36.7	38.0	11.3	7.7	6.3
マレーシア	36.0	32.6	13.2	7.8	10.4
ベトナム	32.1	35.5	11.9	12.1	8.4
フィリピン	26.2	44.7	6.9	8.9	13.3
ラオス	23.2	14.3	37.7	19.1	5.7
カンボジア	9.2	26.9	26.5	28.3	9.1

（注）タイを着色

（出所）JETRO より大和総研作成

### タイの FTA 「空白地帯」北米への安定的な輸出環境の実現

TPP は、これまでタイが FTA を締結してこなかった北米（米国、カナダ、メキシコ）との接点を持つところに新しさがある。JETRO 調査で、在タイ日系企業の売上構造を概観してみると、売上に占める輸出の比率は 33.1%。うち、発効済み FTA の存在する日本向け（40.9%）と ASEAN 向け（28.5%）で 7 割近くを占め、米国向けは 4.2%と低い比率に留まっている。TPP は、現状低い米国向け輸出を伸ばす機会であると同時に、米国がタイに適用している一般特惠関税制度（GSP）とは異なり、時限的な措置ではない点でより優れた制度であるといえる。

GSP とは、最恵国待遇（MFN）の例外として先進国が途上国から輸入する物品に対し、一般税率より低い特惠税率を適用する制度だ。2 種類あり、後発開発途上国（LDC）を除いた途上国のうち指定された国に適用される一般特惠（一般 GSP）と、LDC を対象とし、より手厚い優遇措置を与える特別特惠（GSP-LDC）に分かれる。タイの場合は前者の一般 GSP の対象となっており、対象品目は無税で米国に輸出できる。GSP は利用する企業の国籍を問わないため、対象国に進出

する日系企業は米国に輸出する際に利用することが多く<sup>12</sup>、現状、GSPだけが企業にとってタイと米国の自由貿易を実現する手段となっている。

### 現状、タイから米国への主要輸出品の多くはGSPでカバーされる

米国国際貿易委員会 (USITC) の “Interactive Tariff and Trade DataWeb” で、米国のタイからの輸入額<sup>13</sup>とGSPの活用率を品目レベルで見よう (図表14)。

2014年の輸入総額は280億ドル。中でも機械類が多く、Harmonized Tariff Schedule (HTS) 2桁分類で見ると、一般機械・部品 (84類) と電気機械・部品 (85類) の2品目で全体の49.5%と、ほぼ半分を占める。84類では有税品目305品目中282品目、85類では345品目のうち279品目がGSPの対象となっている。そもそも、MFN税率で84類に属する776品目のうち471品目、85類に属する574品目が無税となっていることを併せると、2分類に該当する全1,350品目中、1,261品目 (93.4%) の関税が免除される<sup>14</sup>。また、米国にとってのセンシティブ品目である繊維や鉄鋼ではGSPの対象外とされるものもあるが、タイに立地する日系企業も多い自動車部品等 (87類) は対象となっている。

実際の利用状況はどうだろうか。同年、GSPは全体の13.1%にあたる約37億ドルに適用されている。品目別に適用率を見ると、プラスチック原料・製品 (39類) が48%で最大。その後、自動車部品等 (87類) が31.2%と続く。工業製品では、光学機械・部品等 (90類) も18.0%と、比較的多く適用されている。輸出額上位の一般機械・部品 (84類) と電気機械・部品 (85類) は、それぞれ10.5%と6.1%と、1割前後に適用されている。

<sup>12</sup> JETRO (2015) 「米国 更新間近のGSP」 (『ジェトロセンサー 2015年7月号』、pp.66-67)

<sup>13</sup> ここでは、品目別にGSPの利用率が計算可能な米国側の輸入統計を用い、タイから米国への輸出と同様に考える。必ずしもタイ側の輸出統計とは整合性が取れない点に注意されたい。

<sup>14</sup> JETRO 通商弘報 (2015年11月9日) 「米国向け輸出の大半は既にゼロ関税—TPPがタイの輸出競争力に及ぼす影響 (1)」

図表 1 4 米国のタイからの輸入における GSP の利用状況 (2014 年)

HTS (2桁分類)	該当品目	輸入額 (百万ドル)	構成比 (%)	GSP利用額 (百万ドル)	GSP活用率 (%)
84	原子炉、ボイラー、機械類及びこれらの部品	6,987	24.9	735	10.5
85	電気機械とこれらの部品、録音機器、再生機器、テレビ録画機と再生機およびこれらの部品	6,892	24.6	422	6.1
40	ゴムおよびゴム製品	2,037	7.3	263	12.9
71	天然または養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属および貴金属を被覆した金属およびこれらの製品、模造宝飾品、貨幣	1,593	5.7	92	5.8
16	肉、魚、または甲殻類、軟体動物あるいはその他の水棲無脊椎動物の調製品	1,094	3.9	15	1.4
90	光学機械、写真用機械、映画用機械、測定機械、検査機械、精密機械、医療用機械およびこれらの部品や付属品	798	2.8	144	18.0
61	衣類およびその付属品(メリヤス編みまたはクローシェ編みに限る)	759	2.7	18	2.4
87	車両およびその部品・付属品(鉄道用および軌道用以外)	731	2.6	228	31.2
39	プラスチックおよびプラスチック製品	535	1.9	257	48.0
20	野菜、果物、ナッツ類、植物のその他部位の調製品	484	1.7	146	30.2
-	GSP適用(申請)総額	3,660	13.1	-	-
-	総輸入額	28,027	-	-	-

(出所) 米国国際貿易委員会 (USITC) より大和総研作成

#### 時限的措置である GSP に長期的な期待はできない

既に多くの輸出品目で関税がかからないことから、タイが TPP に参加しても、対米輸出を大きく後押しするとは考えにくい。しかし、重要なのは GSP があくまで途上国向けの特別措置にすぎず「卒業」がありうる点だ<sup>15</sup>。定期的な見直しにより、品目ベースで特惠対象から外される場合もある<sup>16</sup>。現在の GSP は有効期限が 2017 年 12 月 31 日までとされており、失効すると関税がかかる分だけ輸出の価格競争力は弱まってしまう。TPP は北米向けの輸出を狙う日系企業にとっては、より安定的に利用できる制度となろう。

<sup>15</sup> 世界銀行の基準で「高所得国」に分類された場合または経済開発と貿易競争力に対する評価に基づき、卒業となる。

<sup>16</sup> ある特惠受益国からのある製品の輸入額が、当該年の同一品目の輸入総額の 50%以上となった場合、もしくは一定額を超えた場合 (2013 年は 1 億 6,000 万ドル) に適用除外となる。

## (2) タイが TPP に参加しなかった場合

### 短期的には企業の調達や投資に与える影響は限定的

逆に参加しなかった場合はどうなるのだろうか。短期的には、日系企業の調達行動や生産拠点を移転する等の投資判断に与える影響はないだろう。タクシン政権時代に推進した二国間 FTA と ASEAN の地域協定により、既に工業製品の関税削減・撤廃は進んでいるため、企業の調達等における明示的なコスト削減のインパクトはそこまで大きなものにはならないと考えられるためだ。

### 生産拠点の移転コストを増大させるタイの産業集積

特に投資に関しては、タイの厚い産業集積も、TPP の影響を限定的にする要因の一つだ。タイでは自動車産業を核とした製造業の産業集積が形成されており、完成車メーカーからそこへの部品供給を支えるサプライヤーまで、関連産業の進出企業数も多い。JETRO 調査（図表 1 3）が示すとおり、タイの現地調達率は 55.5% に達し、ASEAN 内で最も高い。これは、製造業にとってタイ国内の調達環境がいかに優れているかを表している。

さらに、調達面での優位性に留まらず、タイでは研究開発（R&D）といった付加価値の高い工程の現地化からそのための人材育成まで、企業の事業内容はかなり幅広く展開されている。そのため移転コストも大きく、途端に拠点が他国に移ることは考えにくい。

### ASEAN 他国との相対的な事業環境変化が将来的な懸念

だが、長期的には、ASEAN に生産拠点を持つ企業の中で、調達先国を変えたり、新規または追加の投資先国としてタイが選ばれにくくなったりすることが考えられる。その結果として、タイがサプライチェーンから外れたり、または生産拠点としての存在感を低下させたりするかもしれない。タイ自身が変わらなくとも、他国が参加することで相対的な事業環境が変化するからだ。

2015 年 10 月 5 日の大筋合意以降、タイと貿易や投資で競合関係にあるインドネシアとフィリピンが相次いで TPP への参加意向を示した。これら 2 カ国が首尾よく参加した場合、ASEAN からの不参加国はタイの他、ラオス、ミャンマー、カンボジアの 4 カ国のみとなる。多くの国が外資誘致のために投資環境を競い合う時代、過去の蓄積が大きいというだけでは企業が立地し続ける保証はない。特に、インドネシアの TPP 参加は日系企業の投資判断に少なからず影響を与えるだろう。インドネシアは 2 億 5,000 万の巨大人口を抱え労働力が豊富な上に市場のポテンシャルが高く、自動車産業を中心に投資先として有望視されており、ASEAN ではタイに次ぐ生産拠点となっている<sup>17</sup>。TPP に参加することで部品調達や輸出の条件が有利になれば、インドネシ

<sup>17</sup> 野村総合研究所 (2014) 「ASEAN 自動車市場動向とタイ拠点の役割の変化」(『知的資産創造 2014 年 5 月号』、pp. 47-48)

アへの投資に注力することが企業にとっては一つの選択肢となる。

現に参加国であるベトナムとの事業環境の変化も看過できない。ベトナムでは既に TPP を見越した繊維産業からの投資が流入し始めている。これまでは生糸や布地を輸入に頼っていたベトナムで紡績にまで産業の裾野が広がり、繊維分野の原産地規則である「原糸原則 (yarn forward)」を満たせるようになれば、TPP 参加国には無税での輸出が可能となる。繊維のような労働集約産業にとっては、失業率が 0.84% (2014 年) と極めて低く人件費の上昇圧力が強いタイの事業環境は決して最善とは言えず、ベトナムへの投資移転が生産コストの削減には有効な選択肢となる。

また、対米輸出という観点では、より発展段階の低いラオスやカンボジアでは、タイが卒業した後もずっと長期にわたって GSP が適用される可能性が高く、こうした国々との将来的な事業環境変化も見据える必要があるだろう。日系企業には、タイ不在の TPP 下で最も効率的なサプライチェーンがどのようなものとなるか、戦略の再考が求められるかもしれない。

## TPP 参加の争点と国内の課題

### 農畜産、医薬品等のセンシティブセクターの説得と人権問題への取組がカギ

では、タイの TPP 参加はどの程度の現実味があるのだろうか。現状、タイでは未だ TPP の是非について議論が成熟しているとは言えないが、FTA 推進派として、自動車産業を中心とした輸出志向の製造業がある一方で、反対派には国内産業への影響を懸念する農畜産業や医薬品アクセスを重視する医薬品業界等が存在する。さらに、TPP 参加にあたって対応が求められる国内問題もある。以下では、反対派の主張や参加に向けて取り組むべき点を挙げる。

#### ①国内産業への影響（農畜産分野）

最も大きな反対勢力は農畜産分野だろう。既に、いくつかの業界団体が TPP 反対の声明を公にしている。タイ養豚協会は、タイが TPP に参加した場合、主に米国産の豚肉が大量に国内に流れ込んでくる可能性がある」と指摘する。同様に、タイ養鶏協会は、飼料価格の安い米国産の鶏肉が流入すればタイ国内の養鶏農家に甚大な影響が及ぶと主張し、TPP への参加に反対している。

厄介なのは、政治的な判断が困難な点だ。タイにおける農林水産業の就業人口は約 1,500 万人で、全就業者数の 40.0% を占める大票田。タクシン政権時代はその経済政策がデュアルトラックポリシーと呼ばれたように、FTA を積極的に推進すると同時に農村部への経済支援を行うことで反対勢力を抑え、ポピュリズム的に支持を確保することに成功した。しかし、この政策に対しては後にばらまきとの強い批判が起こり、農村部内での所得格差拡大につながったともいわれる<sup>18</sup>。その二の舞にならないよう、より効果的な農民・農村対策が求められる。

<sup>18</sup> みずほ総合研究所 (2014) 「タイ経済の中期展望～2020 年までは楽観できない見通し～」(『みずほ総研論集 2014 年Ⅲ号』、pp. 10-11)



## ②知的財産権・医薬品アクセス（医薬品分野）

医薬品分野も強力な反対勢力だ。今のところ、業界団体等から公式な反対声明は出されていないようだが、タイが2004年6月に交渉を開始した米国とのFTAでは重要な争点となっており、米国が参加するTPPでも議論が進むにつれて反対勢力として浮上する可能性が高い。当時、医薬品の特許期間延長や先発企業の利益を確保する「先発権」を求める米国と、タイ国内で主流となっているジェネリック医薬品の価格上昇を懸念するタイとの対立が激化した。さらに米国は、国民医療が知的財産権の保護に優先することを認める「強制実施権」の放棄もタイに求め、その適用解釈を巡って激しい論争となった<sup>19</sup>。結局、タイ米FTAは交渉が事実上中断したまま現在に至る。TPPについても、米国が参加する協定であることから、同様の議論が巻き起こる恐れがある。

## ③米国「人身売買報告書」における評価（人権問題）

タイの課題は産業調整だけではない。特に対米関係上、ミャンマー人やラオス人労働者の人身売買、漁船や工場での搾取等の人権問題が通商交渉の障害となりうる。タイは米国国務省が発表する「人身売買報告書（Trafficking in Persons Report）」で“Tier3”に位置づけられている（2014年版、15年版）。同報告書は世界188カ国の人身売買の実態や政府の対策に基づき、各国を“Tier1”（最高評価）から“Tier2”、“Tier2 Watch List”、“Tier3”（最低評価）の4段階で評価する。米国は2015年6月に可決された大統領貿易促進権限（TPA）法案の中で、同報告書でTier3に分類される国との通商協定を禁じている。タイがTPP交渉に参加するためには、人権問題に取り組む姿勢を示し、評価を改善することが求められる<sup>20</sup>。

## 反対勢力を説得する政治手腕が問われるが、決断までの時間はそう長くない

すぐには解決の難しい課題が多く、参加までの道のりは長そうだが、現政権の民政移管スケジュールは2017年ごろと言われている。ちょうど時期を同じくし、米国のGSPも一旦は失効する見込みだ。

日本は2010年の菅政権時代にTPPへの参加検討を表明してから、2013年に安倍政権下でTPP交渉への参加を決断するまで、3年の月日を要した。タイに残された猶予はかつての日本より少なく、あと2年程度で決断を下さねばならない。それまでに反対勢力を説得し、その他の国内問題への対応を含めた準備を整えられるかどうか、参加の鍵を握っている。

<sup>19</sup> 農林中金総合研究所（2005）「米タイ交渉にみる米国のFTA戦略とその特質—日タイFTA交渉との比較を視野に入れて—」（『農林金融 2005・7』、pp. 17-18）

<sup>20</sup> 但し、本報告書の評価を疑問視する見方もある。2014年版まではタイと同じ“Tier3”に位置づけられていたマレーシアの評価が2015年版の報告書では“Tier2 Watch List”に引き上げられた。しかし、CNNやReuters、Bloomberg等の報道によれば、評価の引き上げは米国がマレーシアとTPP交渉を行うための政治的配慮によるものではないかと言われている。